

事 務 連 絡

平成28年4月28日

居宅介護（介護予防）支援事業所  
介護保険住宅改修工事 施工業者 各位

宜野湾市長職務代理者  
宜野湾市副市長 松川 正則

住宅改修工事に係る事前協議及び支給申請における  
見積書及び工事内訳書の記載内容について（通知）

平素は宜野湾市の介護保険事業の円滑な推進に御協力頂き、感謝申し上げます。

さて、平成27年4月1日より「介護保険住宅改修費の受領委任払い制度」が適用され、事前説明会等において事前協議及び支給申請時の添付書類作成の注意点について通知しており、見積書及び工事内訳書の記載内容についても材料費・施工費・諸経費等を適切に区分することとして、具体的な記載例を示してきたところでありますが、未だ積算根拠が明確でない事例が多々見受けられます。

つきましては、見積書（事前協議時）及び工事内訳書（支給申請時）の記載内容については、別添記載例を参照の上、適切に経費区分をして積算根拠を明確にするよう改善してください。

なお、平成28年5月以降については順次、見積書及び工事内訳書の経費区分・積算根拠が明確でない場合について申請書類不備により不受理といたしますので、対応方宜しく願いいたします。

【お問い合わせ先】

宜野湾市健康推進部 介護長寿課  
認定給付係 給付担当：幸田・城間  
TEL：893-4411（内線170・168）  
FAX：896-2031